

野呂課長	<p>(開会午前10時00分)</p> <p>ただいまから、令和4年度第1回函館市行政不服審査会を開会します。</p> <p>私は会長・副会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます、文書法制課長の野呂と申します。</p> <p>4月の人事異動で、里村課長の後任として、企画部広報広聴課から文書法制課に異動となりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、審査会委員の御就任につきまして快く御承諾をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>また、日頃から本市の行政不服審査制度の運用に当たりまして、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本来であれば、御就任に当たり、総務部長が御礼を申し上げるところですが、別の用務が入っておりまして、出席がかなわず、誠に申し訳ございません。</p> <p>委員の皆様におかれましては、今後とも行政不服審査制度の適切な運用に御協力賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>函館市行政不服審査会委員の任期は3年となっておりますので、改めて令和4年4月1日付けで、御委嘱申し上げたところですが、会議については、令和2年に第1部会、第2部会ともに開催しておりましたが、審査会としては令和元年6月以来の開催でございまして、本日は、約3年ぶりの開催でございます。この間、委員の交代がありまして、令和2年9月末で野呂委員が退任し、10月から富岡委員に御就任いただいております。</p> <p>それでは、お手元にお配りしております、委員名簿によりまして、順次、委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>伊藤委員でございます。</p> <p>木立委員でございます。</p> <p>木下委員でございます。</p> <p>富岡委員でございます。</p> <p>永盛委員でございます。</p> <p>本間委員でございます。</p> <p>引き続き、事務局職員を紹介させていただきます。</p>
------	---

文書法制課主査の寺崎でございます。

同じく文書法制課の加藤でございます。

そして、私、文書法制課長の野呂でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議題に入る前に、机上に配付させていただいた本日の資料を確認させていただきます。

- ・ 会議次第
- ・ 函館市行政不服審査会委員名簿
- ・ 函館市行政不服審査法施行条例
- ・ 資料 行政不服審査法に基づく審査請求申立一覧

本日の資料は以上でございます。

それでは、次に議題に入らせていただきます。

本日の議題は、その他を入れまして3点となっております。

はじめに（1）会長および副会長の選出についてでございます。

函館市行政不服審査法施行条例第5条第2項に「会長および副会長は、委員の互選により定める」と規定してございますので、委員の皆様は互選により、会長・副会長をお選びいただきたいと思います。この互選の方法につきましては、差し支えなければ、委員の皆様方の推薦によりまして、決定したいと存じますが、この方法でよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

御異議がないようですので、会長・副会長の推薦を受けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。

木下委員

過年度、会長を永盛委員、副会長を本間委員にいただいていますので、今期も同様にとということで、していただければいかがかなと思います。

野呂課長

ただいま、会長に永盛委員、副会長に本間委員をとの御発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

御異議がないようですので、会長は永盛委員に、副会長は本間委員に決定させていただきます。

永盛会長、本間副会長には、それぞれ会長席・副会長席にお移り願います。

永盛会長	<p>それでは、これからの議事運営につきましては、行政不服審査法施行条例第6条第2項の規定に基づき、会長が議長となって進めていただくこととなりますので、永盛会長よろしくお願ひいたします</p> <p>就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>ただいま、委員の皆様のお同意を得まして、引き続き会長を務めることになりました永盛でございます。</p> <p>行政不服審査会は、全部改正された行政不服審査法が施行されたことにより、平成28年4月1日に初めて設置された第三者機関であり、新たな不服申立制度において、大変重要な役割を担っているものと認識しております。制度開始からの6年間の経験も踏まえて、函館市における行政不服審査制度がより適正に図られるよう、精一杯会長の職を務めてまいりたいと存じますので、委員の皆様のお協力をお願い申し上げます、御挨拶といたします。</p> <p>それでは、次の議題に入りたいと思います。</p> <p>はじめに、これからの会議の「公開・非公開」についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>野呂課長、公開ということは、どなたもマスコミもいらっしゃいませんけれども、会議録はインターネットで公開ということになりますよね。</p>
野呂課長 永盛会長	<p>公開することになります。</p> <p>インターネットで公開されることとなりますので、そういったことも含めて御承諾いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議題の「(2)部会の委員の指名」について、事務局から説明願ひます。</p>
野呂課長	<p>函館市行政不服審査法施行条例第7条第1項において、「審査会は、委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。」となっております。また、その合議体につきましては、函館市行政不服審査会運営要領第2条第2項において、「各部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、会長および副会長は同じ部会に属さないものとする。」となっております。</p>

永盛会長	<p>今回、委員の皆様について、新たな任期となったことから、会長から各部会の委員を御指名いただきたいと思います。</p> <p>まず、事務局から資料を追加配布させていただきますので、御覧ください。</p> <p>お手元に配付のとおり、各委員の選出分野を考慮し、第1部会には私と木下委員、富岡委員を、第2部会には本間副会長、伊藤委員、木立委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、そのように決定しますので、よろしく申し上げます。また、事件の取扱いについては、運営要領第9条により会長が定めることとなっております。引き続き第1部会から順次割り当てていくこととしたいと思います。次に諮問があった場合は、第1部会で取り扱うこととなりますので、よろしく申し上げます。</p>
寺崎主査	<p>次に、議題「(3) その他」について、事務局から説明願います。</p> <p>「行政不服審査法に基づく審査請求申立について」御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。</p> <p>平成28年4月1日に改正行政不服審査法が施行されて6年が過ぎました。この間、函館市では一覧表にあるとおり21件の審査請求があり、19件の裁決を行っております。No.20、No.21の2件については処理中でございます。審査請求に係る事件の内容としましては、土地区画整理法関連8件、生活保護法関連4件、地方税法関連2件、函館市個人情報保護条例関連2件、身体障害者福祉法、住民基本台帳法、函館市情報公開条例、関連がそれぞれ1件ずつ、その他法令等に基づく処分に当たらないものが2件となっております。</p> <p>裁決の内容としましては、却下裁決が8件、棄却裁決が8件、認容裁決が2件、一部認容裁決が1件となっております。</p> <p>このうち当審査会に諮問があったのは5件ですが、第1部会と第2部会で調査審議を行い、何れも審理員意見書と同様の答申をしております。</p> <p>また、当審査会への諮問の他に、個人情報保護審査会への諮問が2件、現在審査中のNo.20の公文書公開審査会への諮問が1件ございます。</p> <p>その他の12件については、①審査請求人が諮問を希望しない場合が1件、②第三者機関が諮問を不要と認める場合が1件、③審査請求が不適法</p>

	<p>であり，却下する場合は8件，④全部を認容する場合は2件でございます。第三者機関への諮問が不要な場合に該当したため，諮問とならなかったものでございます。</p> <p>なお，No.21については，土地区画整理法に基づく処分に対する審査請求が提起されており，現在，審査庁による審理手続が進められております。諮問されるかどうかは現時点では決まっておりますが，諮問があった際には，次は第1部会の委員の皆様にご審議をいただくこととなります。</p> <p>以上「行政不服審査法に基づく審査請求申立について」御説明申し上げます。</p>
永盛会長	<p>ただいまの，事務局からの説明に対しまして，各委員から特に御質問等ございませんか。</p>
野呂課長	<p>私の方から，平成28年度から，現在まで21件ですか。全国的に見て件数というのは多いのでしょうか，少ないのでしょうか。全国的な中核市レベルとしては，いかがでしょうか。</p>
永盛会長	<p>他の都市の件数については，調べておりませんでした。申し訳ございません。件数が少ないことに越したことはないというか，なければいけないほうが良いのかなと思います。</p>
野呂課長	<p>そうですね，でも法に基づく制度ですので，権利行使は行っていただいた方が良いのかなと思います。それに対して，市の方も誠実に対応することが制度を活かすこと，法を活かすことになると思いますので，市民の皆様が制度を活用するというのは，悪いことではないと思います。確かに難しい事件もございますが，しっかり審議したいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局から他に何かありますでしょうか。</p>
永盛会長	<p>特にありません。</p>
	<p>皆様，今日はお集まりいただきありがとうございました。請求がございましたら，粛々と仕事を進めたいと思いますので，今後とも，よろしく願いいたします。</p> <p>本日の会議はこれもちまして終了したいと思います。</p> <p>委員の皆様には，大変ありがとうございました。</p> <p>(閉会午前10時20分)</p>

